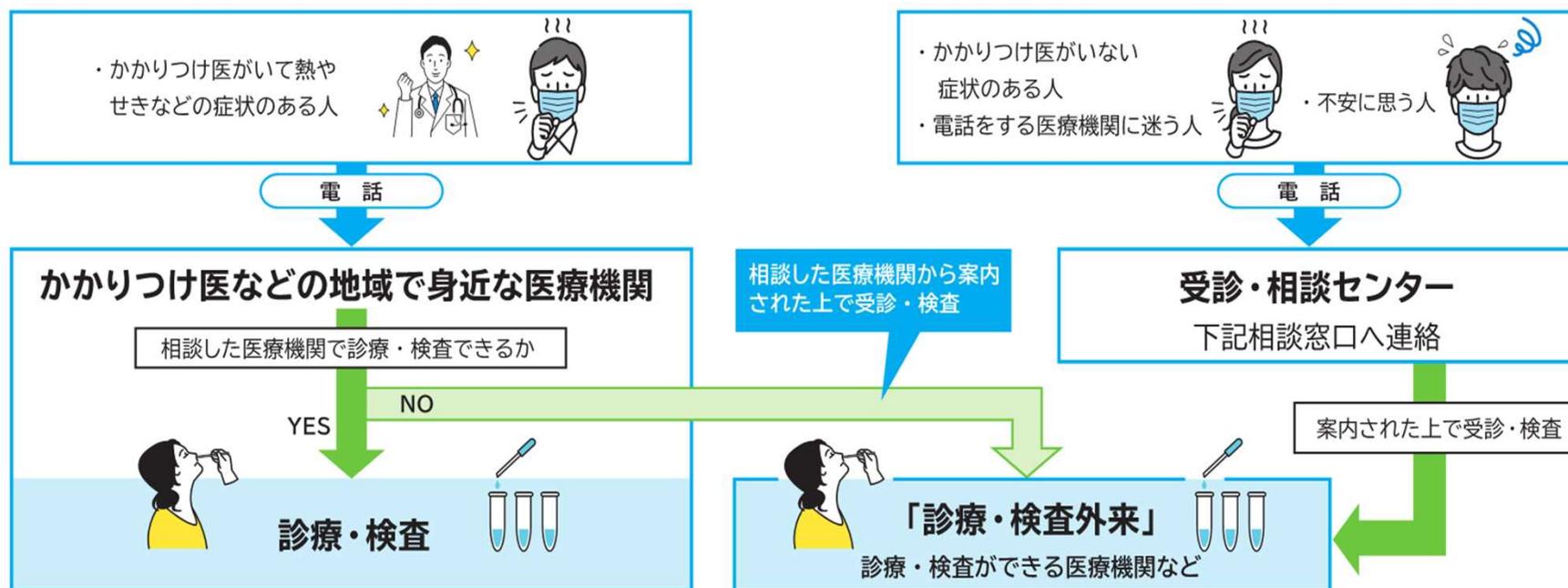


# インフルエンザ流行期における相談体制の整備について

## 受診方法【受診の前にまずは電話を】



相談窓口

県受診・相談センター

☎ 0570 - 082 - 820 11/1から  
24時間対応

前橋市にお住まいの方は

☎ 027 - 220 - 1151

高崎市にお住まいの方は

☎ 027 - 381 - 6112

# 発熱患者等からの電話相談の受付

## ■ 2つの相談窓口

- ▶ 発熱患者等は、かかりつけ医等の医療機関に電話し、**診療・検査の受診予約**をする。

かかりつけ医等が「診療・検査外来」の指定を受けていない医療機関（発熱者等を積極的に診ることができない医療機関等）であっても、原則として診療を行い、必要により「診療・検査外来」を案内する。

- ▶ かかりつけ医等がない、受診に迷う場合は、**受診・相談センターに電話相談**する。

「診療・検査外来」を案内するほか、一般的な健康相談、衛生指導等に対応する。

## ■ 協力体制

- ・ 2つの相談窓口のほか、全市町村、地域によっては郡市医師会や消防本部が診療・検査外来を案内する。
- ・ 市町村では案内業務のほか、一般的な健康相談、衛生指導等を行う。

